|  |
| --- |
| 用途廃止届令和　　年　　月　　日　　　和歌山県知事　様届出人　住　所　　　連絡先　河川法（昭和39年法律第167号）第26条第１項の許可を受けて設置している工作物の用途を廃止したので、同法第31条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。１　河川の名称２　許可等の年月日及び番号令和　　年　　月　　日付け　和歌山県指令海建管第　号３　許可等の内容及び条件の概要別添許可書の写しのとおり４　廃止の年月日令和　　年　　月　　日５　廃止の理由占用物件の交換による用途廃止のため |

備考

１　届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　正本１部を海草振興局建設部管理保全第二課に提出すること。